

# 木町三番丁・四番丁地区まちづくり協定

まちづくり計画の名称		木町三番丁・四番丁地区まちづくり計画
まちづくり計画の対象となる区域		東山1丁目の一部
まちづくり計画の対象となる区域の面積		約 0.3ha
まちづくりの目標		<p>本地区は、かつて材木商人が多く居住していたことにちなみ、元和2年（1616年）以前から木町と称される歴史ある地区であり、国の重要伝統的建造物群保存地区として選定を受けている。</p> <p>この歴史ある町並みを保全するとともに、落ち着いた住環境と健全な商業活動が調和した土地利用により、地区の発展を図ることを目標とする。</p>
まちづくりの方針		歴史的なまちの特徴を踏まえ、誰もが住みやすく、安心して生活や商業活動ができるまちづくりを推進する。
住み良いまちづくりを推進するために必要な事項	建築物等の用途の制限	<p>次に掲げる建築物等を建築してはならない。用途を変更する場合も、同様とする。</p> <p>(1) 葬儀場</p> <p>(2) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>(3) カラオケボックスその他これに類するもの</p> <p>(4) キャバレーその他これに類するもの</p> <p>(5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項各号（風俗営業）、第6項第3号及び第5号（店舗型性風俗特殊営業）、第7項各号（無店舗型性風俗特殊営業）、第8項（映像送信型性風俗特殊営業）、第9項（店舗型電話異性紹介営業）、第10項（無店舗型電話異性紹介営業）並びに第13項各号（接待業務受託営業）に掲げる営業の用に供するもの</p>
	建築物等の形態又は意匠の制限	<p>(建築物等)</p> <p>金沢市卯辰山麓伝統的建造物群保存地区保存計画による。</p> <p>(屋外広告物等)</p> <p>のぼり及び旗状の広告物は設置しない。</p>
	土地利用等の制限	新たに土地又は建築物等を利用し、又は活用しようとする者（従前の用途を変更する者を含む。）は、行為を行おうとする区域の町会へ事前に連絡しなければならない。

<p>住み良いまちづくりを推進するため必要な事項</p>	<p>そ の 他</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 卯辰山麓伝統的建造物群保存地区としての認識のもと、歴史まちづくりに調和した適切な土地利用、建物の利用形態に努める。</li> <li>(2) 地域において良好な近隣関係の醸成に努め、実施される地域活動等に積極的に参加及び協力する。</li> <li>(3) 店舗及び飲食店では、午後 10 時から午前 6 時までの時間には、営業を行わないよう努める。</li> <li>(4) 悪臭、騒音等による生活環境の悪化防止、特に、店舗や飲食店などの営業において午後 6 時以降は、周辺の住環境に配慮し、騒音の防止に努める。また、苦情があったときは、誠意をもって対応する。</li> <li>(5) 物品販売店舗（日用品の販売を目的とする店舗等を除く。）では、歴史ある町並みと良好な住環境を損なわない物品を販売する。</li> <li>(6) 自転車を路上に放置しないよう、適切に管理する。</li> <li>(7) 空き地及び空き家等の所有者及び管理者は、出火の防止、防犯等の地域安全及び環境保全の対策を講ずるなど管理を徹底する。</li> <li>(8) 緊急時の連絡先を町会へ通知する。また、夜間に管理者が常駐しない施設にあっては、夜間の連絡先を町会へ通知する。</li> <li>(9) 冬期間の道路除雪は、地域住民が主体となって取り組むよう努め、店舗や飲食店などを営業する者も協力する。</li> <li>(10) 自然災害時においては、地域住民協力のもと、お年寄り、子ども等災害弱者の避難所への誘導に努める。</li> </ul>
------------------------------	--------------	---

●このまちづくり計画に基づいて、金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例第 11 条第 1 項の規定により、令和 6 年 4 月 16 日に地区住民等と金沢市長とでまちづくり協定を締結しました。

●これらの基準とは別途に、「景観法」、「金沢市屋外広告物に関する条例」、「金沢市伝統的建造物群保存地区保存条例」及び「金沢市における夜間景観の形成に関する条例」に基づく手続きが必要となる場合があります。